

お客様各位

2025年8月

///REVISED///

欧州向け Import Control System 2 (ICS2) 申告要件についてのご案内②

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。
さて、昨年度より欧州向け貨を対象にICS2申告が必須となりましたが
申告項目に一部追加がありましたので改めて概要とともにICS2規制に伴う貨物および船荷証券
(B/L) の必要情報項目の変更につき下記の通りご案内申し上げます。

1. 概要

欧州連合 (EU) は輸入管理システム2 (ICS2) として税関の到着前セキュリティ・安全プログラムを実施しております。
必要情報項目のご申告にあたりまして、Filing Typeに関わらず、別途弊社指定フォーム(Excel)へ必要項目をご記入のうえ指定送付先までご送付くださいますようお願い申し上げます。
なお、弊社e-CommerceよりShipping Instructionをご提出のお客様は弊社フォームでのご提出は不要となります。

2. 適用国

EU、北アイルランド、ノルウェー、スイス向け、またはこれらの国や地域を経由する海路および内陸水路での貨物輸送

3. 税関への申告期限

欧州向けサービス本船の積み地入港 24 時間前までとなります。

4. 書類の提出期限

本船DOC CUTまでとなります。(弊社HP CY OPEN/CUT一覧表にてご確認ください。)

<https://jp.one-line.com/ja/standard-page/schedule-cyopencut>

5. 追加申告項目

ONEが貨物入国申告 (ENS) を行うにあたり、以下のデータが必要となります。

- 実際の買主および売主の詳細(下記F10/F11:ONEがすべて申告する場合)
- EORI番号(①Filing Typeに関係なく全てのMaster BL ConsigneeのEORI番号 *1)
- EORI番号(②下記F12/F13:House B/L内容や買主・売主詳細を顧客ご自身で申告する場合 *1)
- 6桁のHarmonized Commodity (HS) CODEと完全かつ正確な貨物説明 *2
- 化学品輸送のためのECICS CUS CODE *3
- 海上運賃の支払い方法

注) EORI番号、品名、HS CODE、ECICS CUS CODEについてはEU当局の登録が確認できない場合は税関許可 が取得できない場合があります。

各項目の登録有無については事前に以下リンクにてご確認の上申請願います。

*1 EORI番号 ①Master BL Consignee / ②F12, F13(Supplementary declarant)

https://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/eos/eori_validation.jsp

①Master BL ConsigneeのEORI番号 : SI(Shipping Instruction)のConsignee欄に記載願います。
ConsigneeがEUに拠点を置く法人又は企業の場合必須となります。

Consigneeの所在地がイギリスの場合は、GBから始まるEORI番号を記載願います

②F12, F13 EORI番号(Supplementary declarant) : 別途ICS2申告フォームに記載願います。

*2 HS CODE、品名 : 曖昧な表記は避け6桁のHS CODEに基づいた具体的な品名を記載願います。

・ EU 税関(DG TAXUD)発行の品名表記ガイドライン

https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2021-03/guidance_acceptable_goods_description_en.pdf

・ HS CODE : <https://www.tariffnumber.com/>

*3 化学品輸送のためのECICS CUS CODE

https://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/ecics/chemicalsubstance_consultation.jsp?Lang=en

6. ENS申告の種類について :

EU ICS2規制により、お客様はHouse B/Lや実際の買主および売主の詳細をご自身で提出するオプションがございます。このオプションによりお客様は自らのHouse B/Lや買主および売主の申告を行うか(F12/F13いわゆるMulti Filing)、ONEが代わりにHouse B/Lや買主および売主の申告を行うか(F10/F11)を選択できます。

- F10 - Straight BLおよび買主・売主のデータ - ONEによるENS Filing
- F11 - Master BL、House B/Lおよび買主・売主のデータ - ONEによる完全ENS Filing
- F12 - Master BL (Multi Filing : Master BL - ONEによるENS Filing、House B/Lおよび買主・売主のENS申告はHouse 申告者)
- F13 - Straight BL (Multi Filing : StraightBL - ONEによるENS Filing、買主・売主のデータ、ENS Filingはお客様)

ONEと買主・売主またはHouse B/Lデータを共有しないお客様は、該当するEORI番号でハウス申告者として登録し、お客様ご自身でEU税関トレーダーポータルに接続する必要があります。詳細につきましては、以下のリンクをご覧ください :

https://taxation-customs.ec.europa.eu/online-services/online-services-and-databases-customs/eu-customs-trader-portal_en

ご質問やご不明な点がございましたら、お近くのオフィスまでご連絡ください。

サポートについては、以下のリンクをご参照ください

<https://eua.one-line.com/standard-page/office-location>

なお、弊社がB/L作成する際、お客様よりご提出頂いた情報を正として対処させて頂きます。

欧州税関よりルールに則していない表現や情報不足に起因した不積みやペナルティー等による費用が発生した場合、お客様のご負担になりますこと予めご理解の程よろしくお願い申し上げます。

以上